

(令和7年1月24日発表)

「水害時緊急避難協力駐車場の使用に関する協定」の締結 (株式会社ABC様)

◆アピールポイント	○近年、風水害が激甚化・頻発化している中で、市民の皆様の生活に欠かせない車両を、どのように災害から守るのかということは、市の災害対応に係る課題の1つでした。 ○令和6年9月20日の市長定例記者会見で駐車場の提供について呼びかけを行った結果、市内に複数の立体駐車場を所有する株式会社ABC様から取組へのご賛同をいただき、1月22日付で協定締結に至りました。 ○本協定の締結により、避難車両の駐車可能台数は1,289台増加しました。
◆経緯	静岡市では令和6年9月20日から以下の2種類の駐車場を水害時における車両の避難場所として利用可能としました。 ①水害時緊急避難公共駐車場…市の所有する公共施設（3施設） ②水害時緊急避難協力駐車場…有限会社新日邦様の所有施設（1施設） また、市として車両の避難場所の指定や、所有施設を提供いただける民間事業者の募集等、避難場所の拡充に取り組む中で、株式会社ABC様から運営施設であるパチンコ店の駐車場を「水害時緊急避難協力駐車場」として提供いただけることとなりました。
◆対象店舗	ABC清水袖師町店（260台）・ABC静岡中吉田店（446台） ABC静岡寿町店（330台） ・ABC静岡柳町店（253台） ※（ ）内は、避難車両の最大駐車可能台数を示しています。 ※詳細は、別添「対象店舗一覧」をご確認ください。
◆連携先	【株式会社ABC】 静岡県を中心に山梨県、長野県、愛知県で全33店舗のパチンコホールの経営を行う企業。県内には26店舗、市内には清水袖師町店、静岡中吉田店、静岡寿町店、静岡柳町店の4店舗を展開している。店舗を展開する他県の地域で複数の防災協定の実績がある。

(次頁あり)

◆その他	・協定締結式は実施しません。 ・株式会社アプリイ様とも令和7年1月 22 日付で協定を締結しており、本日、別に報道発表を行っています。 ・令和7年1月 24 日現在における車両の避難場所は以下のとおりで、合計 12 施設、3,201 台の駐車スペースを確保しています。 ①水害時緊急避難公共駐車場 市の公共施設 3施設 計 1,030 台 ②水害時緊急避難協力駐車場（合計9施設、2,171 台） <table><tr><td>有限会社新日邦様</td><td>1 施設</td><td>178 台</td></tr><tr><td>株式会社ABC様</td><td>4施設</td><td>計 1,289 台</td></tr><tr><td>株式会社アプリイ様</td><td>4施設</td><td>計 704 台</td></tr></table>	有限会社新日邦様	1 施設	178 台	株式会社ABC様	4施設	計 1,289 台	株式会社アプリイ様	4施設	計 704 台
有限会社新日邦様	1 施設	178 台								
株式会社ABC様	4施設	計 1,289 台								
株式会社アプリイ様	4施設	計 704 台								

別紙資料 有(協定書・対象店舗一覧)

【問合せ】

◆危機管理局危機管理課(静岡庁舎新館3階)

◆担当：長島、石上 ◆電話：054-221-1012

水害時緊急避難協力駐車場の使用に関する協定

静岡市（以下「甲」という。）及び株式会社A B C（以下「乙」という。）は、静岡市内において水害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時等」という。）に、甲が市民の車両を一時的に避難させる水害時緊急避難協力駐車場（以下「車両の避難場所」という。）として乙の施設の一部（以下「本件施設」という。）を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲が本件施設を車両の避難場所として使用するに当たり必要な事項を定めることにより、被災者支援を円滑に行うことを目的とする。

（本件施設の提供）

第2条 乙が災害時等において、甲からの要請に基づき、車両の避難場所として提供する本件施設は、別表のとおりとする。

（車両の避難場所の範囲等）

第3条 本件施設を車両の避難場所として使用する場合の範囲及び収容台数は、災害時等の状況に応じ、甲、乙協議のうえ決定する。

2 前項に規定する場合の当該施設の運営は、乙が行うこととし、甲はこれに協力するものとする。

（期間）

第4条 甲が本件施設を車両の避難場所として使用する期間は、その目的の達成のため必要最低限の範囲で甲、乙協議の上、定めるものとする。

（費用）

第5条 甲が本件施設を車両の避難場所として使用するにあたっての費用は無償とする。

2 避難者が本件施設を破損若しくは汚損又は紛失したときは、これに係る修繕等の経費は、原則として甲が負担するものとする。

3 前項の規定による負担について疑義が生じたときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

（訓練実施）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく被災者支援等を円滑に実施するため、協力して訓練を実施するものとする。

(緊急連絡先の通知)

第8条 甲及び乙は、災害時等の緊急連絡先をあらかじめ相手方に通知するものとする。
2 前項の規定により通知した緊急連絡先を変更した場合には、甲及び乙は、速やかに変更後の緊急連絡先を相手方に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間が満了する日の1月前までに甲、乙いずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間が満了する日の翌日から1年間延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年1月22日

甲 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長

難波 喬 司

乙 静岡県静岡市駿河区八幡五丁目26番21号

株式会社ABC 代表取締役社長 富田 和宏

別表（車両の避難場所一覧）

1	施設名	A B C 清水袖師町店
	所在地	静岡県静岡市清水区袖師町 1877 番地の 12
	車両の避難場所	清水袖師町店の立体駐車場のうち、乙の指定した部分
2	施設名	A B C 静岡中吉田店
	所在地	静岡県静岡市駿河区中吉田 8 番 10 号
	車両の避難場所	静岡中吉田店の立体駐車場のうち、乙の指定した部分
3	施設名	A B C 静岡寿町店
	所在地	静岡県静岡市駿河区寿町 14 番 14 号
	車両の避難場所	静岡寿町店の立体駐車場のうち、乙の指定した部分
4	施設名	A B C 静岡柳町店
	所在地	静岡県静岡市葵区柳町 65 番地の 1
	車両の避難場所	静岡柳町店の立体駐車場のうち、乙の指定した部分

【参考資料】

「水害時緊急避難協力駐車場」として利用可能な店舗の一覧

静岡市南部の地図を使用

● …株式会社ABC様運営施設の位置

④ABC 静岡柳町店



所在地：静岡市葵区柳町65番地の1
施設の構造：立体駐車場5階建て（359台駐車可能）
利用可能箇所：立体駐車場の3階以上の駐車スペース
※避難車両の最大駐車可能台数：253台

②ABC 静岡中吉田店



所在地：静岡市駿河区中吉田8番10号
施設の構造：立体駐車場5階建て（730台駐車可能）
利用可能箇所：立体駐車場の3階以上の駐車スペース
※避難車両の最大駐車可能台数：446台

①ABC 清水袖師町店



所在地：静岡市清水区袖師町1877番地の12
施設の構造：立体駐車場5階建て（425台駐車可能）
利用可能箇所：立体駐車場の3階以上の駐車スペース
※避難車両の最大駐車可能台数：260台

③ABC 静岡寿町店



所在地：静岡市駿河区寿町14番14号
施設の構造：立体駐車場5階建て（588台駐車可能）
利用可能箇所：立体駐車場の3階以上の駐車スペース
※避難車両の最大駐車可能台数：330台



出典：静岡市防災情報マップ